○農林水産省告示第千百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年七月十日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

北海道積丹郡積丹町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

積丹町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐は、択伐による。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び積丹町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年七月十日

農林水産大臣　小泉進次郎

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道網走市・虻田郡京極町・有珠郡壮瞥町・勇払郡むかわ町・占冠村・上川郡美瑛町・和寒町・下川町・新得町・中川郡本別町・斜里郡斜里町・清里町・小清水町・網走郡大空町・美幌町（以上一市十三町一村国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道河東郡音更町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　風害の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

三(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道上川郡下川町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　干害の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁並びに網走市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○防衛省告示第百六十八号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用、追加提供及び新規提供が令和七年七月八日次のとおり決定された。

令和七年七月十日

防衛大臣　中谷　元

陸上施設

◎共同使用

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
四〇九二	岩国飛行場	岩国市	国有	土地：約六一七、〇〇〇平方メートル 建物：約三〇、〇〇〇平方メートル 工作物：駐機場等 訓練施設：として共同使用する。 使用期間：令和七年七月十四日から同月十八日までの間

◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
一〇六八	千歳飛行場	千歳市	国有	土地：約七三、〇〇〇平方メートル 建物：約三、五〇〇平方メートル 工作物：水道等 訓練施設：として追加提供する。 使用期間： 一　令和七年七月二十五日から同年八月四日までの間 二　必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間 航空自衛隊千歳基地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。 提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
二〇七三	松島飛行場	東松島市	国有	土地：約一、九七九、〇〇〇平方メートル 建物：約三五、〇〇〇平方メートル 工作物：水道等 訓練施設：として追加提供する。 使用期間： 一　令和七年七月二十二日から同月二十九日までの間、訓練の展開及び撤収のための追加期間 二　必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間 航空自衛隊松島基地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。 提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。